

住居番号 付定・廃止・再交付 届

【必要書類】

- 本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）
- 位置図（建物の場所がわかる地図等）
- 建物配置図（敷地内の建物の位置がわかるもの）
- 建物平面図（玄関の位置がわかるもの）
- 室番号付定図（マンション等の方のみ）

令和 年 月 日

倉敷市住居表示に関する条例第3条及び同条例施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

人	住所 〒 710 - 0833 倉敷市 西中新田 640（個人の住所）
	氏名 倉敷 太郎 （法人名 ○△不動産）
	電話番号（090）0000 - 0000

届出の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 付定（ 新築 ・改築） <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再交付
建物の所在地	倉敷市 阿知 1丁目 ○○○番地
建物等の区分・名称	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 事務所・事業所 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅 ・（6）階建 ・総戸数（60戸） ・建物等の名称（ 倉敷マンション ）
所有者の住所・氏名	住所 倉敷市西中新田 ○○○番地 氏名 岡山 花子
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 現場案内図（位置図） <input checked="" type="checkbox"/> 1階の平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 建物配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 室番号付定図（※3階建以上） <input type="checkbox"/> その他（ ）
建築状況	建築完了・建築中・ 着工予定日 令和 元年 11月頃・その他
備考	

住居表示実施地区で家を新築・改築したときは、住居番号を付定しますので、本庁、児島・玉島・水島支所のいずれかの市民課へ届け出てください。現地確認後、住居番号付定通知書と住居番号表示板（プレート）をお渡しします。

【申請時の注意】

- ・申請から交付までの期間は、約1週間です。
- ・交付時に郵送を希望される方は、切手（94円）を貼った返信用封筒をご用意ください。
- ・倉敷・児島・水島・玉島地区の各地区担当者が現地確認に伺います。交付を急がれる場合は、該当地区の受付場所での申請をお勧めします。

（倉敷地区・・・市役所本庁市民課 児島・玉島・水島地区・・・各支所市民課）

- ・住居表示地区で建替えされた場合も申請が必要です。